

県有施設の緑被率確保に関する実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、「県有施設の緑化に関する推進指針」(平成5年11月29日都市緑化推進会議承認)に基づき、神奈川県が設置し管理する、または設置し管理しようとする施設(以下、「県有施設」という。)における緑被率確保の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設管理者 県有施設の設置管理を所管する課等の長をいう。
- (2) 緑被率 樹林地、芝(草)、農地等植物でおおわれた土地の面積が、開発行為等その行為に係る一団の土地の面積に占める割合をいう。

(県有施設緑化基準等)

第3条 施設管理者は、施設を新設する場合は別紙の県有施設緑化基準(以下「緑化基準」という。)に定めるところにより、当該施設の緑化を行い良好な自然環境の維持、回復及び快適な都市環境の形成に努めるものとする。

既存の施設を大幅に増改築する場合においても同様とする。

(緑化協議)

第4条 施設を新設、または既存の施設を大幅に増改築しようとする施設管理者は、原則としてその施設の基本設計の段階において自然保護課長と緑化について協議するものとする。

ただし、次に掲げる施設はこの限りでない。

- (1) 施設の全敷地面積が1,000㎡未満の施設
- (2) 増改築する建物や工作物の建築面積が500㎡未満の施設
- (3) 公園、道路、河川等の施設整備にあたり、緑化についての基準等が定められている施設

(4) 防災の観点や、その開発行為の特性から物理的に困難な施設

(5) 緑化事業を主管する課が実施する緑化事業対象施設

なお、前記施設であっても施設の緑化について協議を希望するものは、これを妨げないものとする。

2 既存の施設であって当分の同建物等を建設しない施設管理者は、その施設の緑化事業を実施した場合は、自然保護課長に通知するものとする。

3 前二項の緑化協議及び緑化通知において、緑化事業を実施することに関し神奈川県以外の権利者が存在するときは、事業の実施等につきあらかじめ当該権利者から同意を得るものとする。

4 自然保護課長は、第1項による緑化協議がなされた場合において、良好な自然環境の維持、回復及び快適な都市環境の形成に必要があると認めるときは、その範囲内において緑化計画について助言、提案を行うことができるものとする。

(完了報告等)

第5条 自然保護課長は、緑化協議及び緑化通知に基づく事業の実施について、事業の完了報告のほか必要な報告を求め、若しくは現地調査を行うことができるものとする。

(大規模施設の協議)

第6条 みどりの協定実施要綱（以下「みどりの協定」という。）による協議対象施設は、みどりの協定による協議を自然保護課長と行った場合は、本要綱による協議を了したものとする。

なお、この場合にあっても対象施設は本要綱による基準の主旨を尊重しなければならない。

(緑化計画等の変更)

第7条 施設管理者は、緑化協議に係る緑化計画等を変更しようとするときは、あらかじめ自然保護課長と協議しなければならないものとする。

ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

一 (県有施設の自主緑化)

第8条 既存県有施設で緑被率が緑化基準に満たないものについては、様々な手法を取り入れ可能な限りの植栽を行い、緑化基準に近づけるよう努めるものとする。また、新設される施設であって第4条第1項ただし書きに掲げる施設にあっても同様とする。

二 (樹木等の良好な保持)

第9条 施設管理者は、県有施設における樹木等を良好な状態に保持するため、適切な維持管理を行うものとする。

なお、自然保護課長はこのために必要な研修や情報提供等の支援を行うものとする。

三 (協議事項の報告)

第10条 自然保護課長は、施設管理者との緑化協議及び緑化通知の結果について都市緑化推進会議に報告するものとする。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

果有施設緑化基準

〔緑被率〕

- 1 果有施設は、原則として緑被率を30%以上確保するものとする。
- 2 前記基準が確保できない施設については、生垣の設置や中・高木の植栽等により景観に配慮した緑化に努めるものとする。

なお、「土地利用関係各種要綱指導基準等」や「施設整備における緑化基準等」において緑被率が30%以上の基準が定められている施設にあつては、その基準以上を確保するものとする。

〔緑化留意事項〕

施設管理者は、果有施設の緑化にあつては良好な自然環境の維持と回復及び快適な都市環境の形成を図るため、次の点に留意しなければならない。

- (1) 現存する自然度の高い植生、弱い植生（斜面、尾根等）及び貴重な単独樹木及び草は、できる限り保存又は移植し、これらを生かした造成、保護及び植栽計画を立てる。
- (2) 土地の区画形質の変更にあつては、地形・地質に順応して行い、切土及び盛土の量を最小限にとどめ、表土は保存し植栽地などに利用する。
- (3) 開発により生ずる法面は、できる限り緩和した勾配とし、地形・地質に応じた方法及び植栽に適した種類で樹木植栽、張芝、種子吹き付け等を行う。
- (4) 森林を一部伐採する場合は、林縁に保護植栽を行い、残置する森林の保全を図る。
- (5) 樹木等の選定にあつては、付表に示す地域に自生又は潜在する種類及び野鳥の食餌木の植栽に努める。
- (6) 樹木等の植栽にあつては、将来中・高木、低木等が一体となった多層林となるように努める。
- (7) 成木の植栽にあつては、その周囲に苗木を植栽するように努める。
- (8) 苗木による植栽は、1㎡あたり1本を原則とする。
- (9) 開発行為区域内に道路がある場合は、植樹帯をもうけるなどできる限り街路樹等による緑化を図る。

〔緑被地の面積の算定方法〕

- 1 「緑被地」における樹木については、「既存樹木」、「植栽樹木」及び「芝等」に区分する。
- 2 「緑被地」の面積は、緑化のため土地利用上区画された土地ごとに算定する。
- 3 (既存樹木の場合)
 - (1) 独立している樹木の場合は、樹冠の投影面積を「緑被地」の面積とする。
 - (2) 複数の樹木が接しているか又は一団の樹林地を形成している場合は、外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積を「緑被地」の面積とする。
- 4 (植栽樹木の場合)
 - (1) 植栽樹木(付表に掲げる樹木又はこれに類するもの)の樹冠の投影面積は、次の定めにより算定し、「緑被地」の面積とする。この場合、10㎡以上の樹冠の投影面積を持つ樹木については、当該樹冠の投影面積を「緑被地」の面積とする。

区 分	植 栽 時 の 規 格	緑 被 地 算 定 の 面 積
高 木	樹高3m以上	10㎡ (半径1.8mの円で囲まれた面積)
	樹高1.5m以上3m未満	5㎡ (半径1.25mの円で囲まれた面積)
	樹高0.5m以上1.5m未満	3㎡ (半径1.0mの円で囲まれた面積)
中 木	樹高0.5m以上	3㎡ (同 上)
苗 木	樹高0.5m未満 (高木又は中木となる ものに限る)	1㎡ (半径0.6mの円で囲まれた面積)
低 木		表面をおおった面積とする

備 考：樹木の区分は、付表の区分による。

- (2) 樹冠が接して植栽されている場合は、外側にある各樹木の樹冠を直線で結んだ線によって囲まれた面積を「緑被地」の面積とする。

(3) 街路樹による道路の緑化の場合は、樹冠の投影面積を「緑被地」の面積とする。

(4) 森林法の植栽基準により森林の復元を行う場合は、その全面積を「緑被地」の面積とする。

5 (芝・農地等の場合)

芝等で表面がおおわれる場合及び農地は、当該土地の面積を「緑被地」の面積とする。

神奈川県に産している高木・中木・低木及び芝類

高木	常緑	○あかがし・あかまつ・○あらかし・いぬまき・○うらじろがし・△○くすのき・○くるがねもち・くろまつ・さわら・○しらかし・しるだも・すぢ・○すだじい・たいさんぼく・△○たぶのき・ひのき・まだけ・○まてばしい・もうそうちく・△○もちのき・やまもも等
生育したときの樹高が10m以上の樹木	落葉	あおざり・あかして・あきこれ・いいざり・いたやかえで・いちよう・いぬしで・いるはもみじ・△えのき・えんじゆ・おおしまざくら・かしわ・かつら・くぬぎ・くるみ・けやき・こなら・こぶし・しおじ・ちどりのき・とうかえで・とちのき・はうちわかえで・はぜのき・はんのき・はるにれ・ひめしやら・ふさざくら・ぶな・ほおのき・△みずき・△むくのき・△やまざくら・やまはんのき・やまぼうち・ゆりのき等
中木	常緑	いぬがや・うばめがし・かくれみの・かなめもち・△さかき・さざんか・△さんごじゆ・そよご・とうねずみもち・ひいらぎ・△ひめゆずりは・△もっこく・やぶつばき・やぶにっけい・ゆずりは等
生育したときの樹高が5m以上10m未満の樹木	落葉	△あかめがしわ・△えごのき・こぼとねりこ・だんごうばい・なつばき・にがき・ねむのき・はくうんぼく・ひめやしやぶし・まめざくら・やしやぶし・りようぶ等
低木	常緑	あおき・あずまねざき・あせび・アペリア・いぬつげ・おおばぐみ・おおむらさきつつじ・△きずた・きんもくせい・くちなし・きつき・じんちようげ・ちやのき・ていかかずら・△とべら・△なんでん・はくちようげ・はまひさかき・ひいらぎなんでん・ひいらぎもくせい・△ひさかき・びなんかずら・△まさき・まるはしやりんばい・むべ・めだけ・△やつで・やぶごうじ等
生育したときの樹高が5m未満の樹木		あじさい・あきぐみ・△あけび・あぶらちやん・いぼたのき・いぬこりやなぎ・いぬびわ・うぐいすかずら・うつぎ・うめもどき・△がまずみ・きぶし・くさぼけ・くるもじ・こごめうつぎ・こまゆみ・さるすべり・△さんしょう・しばやなぎ・しもつけ・てりはのいばら・どうだんつつじ・なつぐみ・にしきうつぎ・△にしきぎ・△にわごこ・ぬるで・のりうつぎ・はいかうつつぎ・はこねうつぎ・はないかだ・△まゆみ・まんさく・みつばつつじ・むらさきしきぶ・れんげよう・めぎ・やまぐわ・やまぐつじ・やまはぎ・ゆきやなぎ等
芝	等	こうらいしば・のしば等

注 ○印は神奈川県産の推定木
 ○印は神奈川県産の準推定木
 △印は野島の食樹木